

漁業用燃油高騰に対する緊急支援措置を求める意見書

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、我々、水産業を基幹産業とする水産都市は水産業の拠点として水産物の安定供給に大きな役割を果たしてきたところである。

このような中、漁業をとりまく環境は、燃油価格の高騰、漁業資源の減少、漁業後継者の減少、漁船の高船齢化など極めて厳しい状況にあります。

特に、最近の漁業用燃油価格の高騰は、漁業者の自助努力の限界を超え、出漁しても利益が望めないことから、多くの経営体が危機的状況に直面しており、漁業者は一斉休漁という手段をもって国政、国民にアピールしたところでもあります。

このことを受け、国も燃油高騰に対する緊急対策を打ち出したところではありますが、事業導入には更なる省エネ操業の実施が必須条件の措置であり、余力のない漁業者にとっては厳しい選択を迫られる内容であります。

よって、国におかれては、極めて厳しい水産業の実状を十分理解いただき、喫緊する下記事項について緊急措置を講じられるよう要請するものです。

記

1. 国の燃油高騰水産業緊急対策について、全ての漁業者が事業実施出来るよう事業費の増額と、事業導入条件の緩和措置を早急に講ずること。
2. 漁業用燃油の安定的確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年(2008)9月26日

出雲市議会